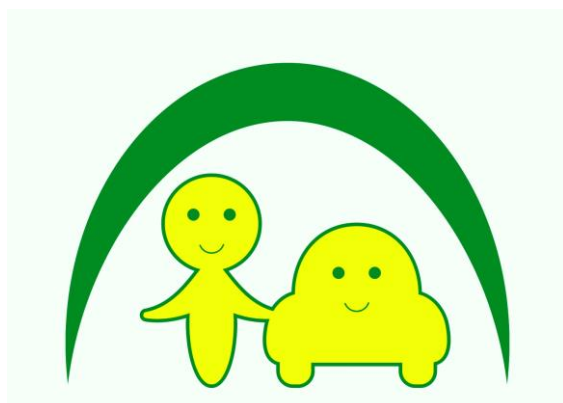


交通事故相談の概要

令和３年度相談実績



青森県交通安全シンボルマーク

青森県環境生活部県民生活文化課
青森県交通事故相談所

は　じ　め　に

青森県交通事故相談所の運営につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、昭和42年に交通事故相談所を開設して以来、専門の相談員が交通事故に遭われた方々の様々な悩みや問題の早期解決のため、中立公正な立場から助言と指導を行って参りました。また、当相談所では、遠隔地の方の相談に対応するため、事前予約により県内5カ所（弘前市・八戸市・五所川原市・十和田市・むつ市）での移動相談も実施しています。

近年、交通事故が減少傾向で推移していることもあり、当相談所における相談受理件数も減少傾向にありますが、取り扱う相談内容は専門的で多岐にわたっており、いずれも相談者にとって切実な問題となっています。

今後も、相談者の心情に配慮した相談業務の推進に努め、県民の身近な交通事故相談窓口として、広く御利用いただけるよう努力して参りますので、当相談所に対する更なる御指導、御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

この交通事故相談の概要は、令和3年度中に青森県交通事故相談所が取り扱った内容を取りまとめたものであり、皆様の御参考となれば幸いです。

令和4年7月

青森県交通事故相談所長

目 次

I 青森県交通事故相談所の概況	1
II 年度別交通事故相談状況	
(1) 交通事故発生件数及び相談件数の推移	2
(2) 被害者側、加害者側別相談件数の推移	2
III-1 令和3年度の交通事故相談の状況	
(1) 相談者の市町村別相談件数	3
(2) 男女別の相談件数	4
(3) 相談者の事故当事者との関係	4
(4) 相談方法別の相談件数	4
(5) 相談内容別の相談件数	5
(6) 月別相談件数	6
(7) 援護機関の紹介・斡旋件数	6
III-2 令和3年度の新規面接相談（来所・移動）の状況	
(1) 新規面接相談における事故種別	7
(2) 新規面接相談者の事故発生から相談所利用までの期間	7
(3) 新規面接相談者が交通事故相談所を知った方法	7
(4) 新規面接相談における物損・人身事故の別	8
IV 令和3年度の移動相談等の状況	9
V 参考資料	
(1) 青森県交通事故相談所設置要綱	10
(2) 青森県交通事故相談所運営要領	11

I 青森県交通事故相談所の概況

(1) 組織

所長（環境生活部県民生活文化課交通・地域安全グループマネージャー）

相談員 2名

(2) 相談日

月曜日～金曜日（祝日及び、12月29日～1月3日を除く）

(3) 相談時間

9時～16時

(4) 移動相談

相談者から希望があった場合、相談員が、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、むつ市の市役所等に出向いて相談を行います。

相談希望者は、交通事故相談所への予約が必要です。

(5) 所在地等

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎北棟1階

電話 017-734-9235（FAX兼用）

URL <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/seikatsu/koutujikosoudanzyo.html>

（「青森県交通事故相談所」で検索）



Ⅱ 年度別交通事故相談状況

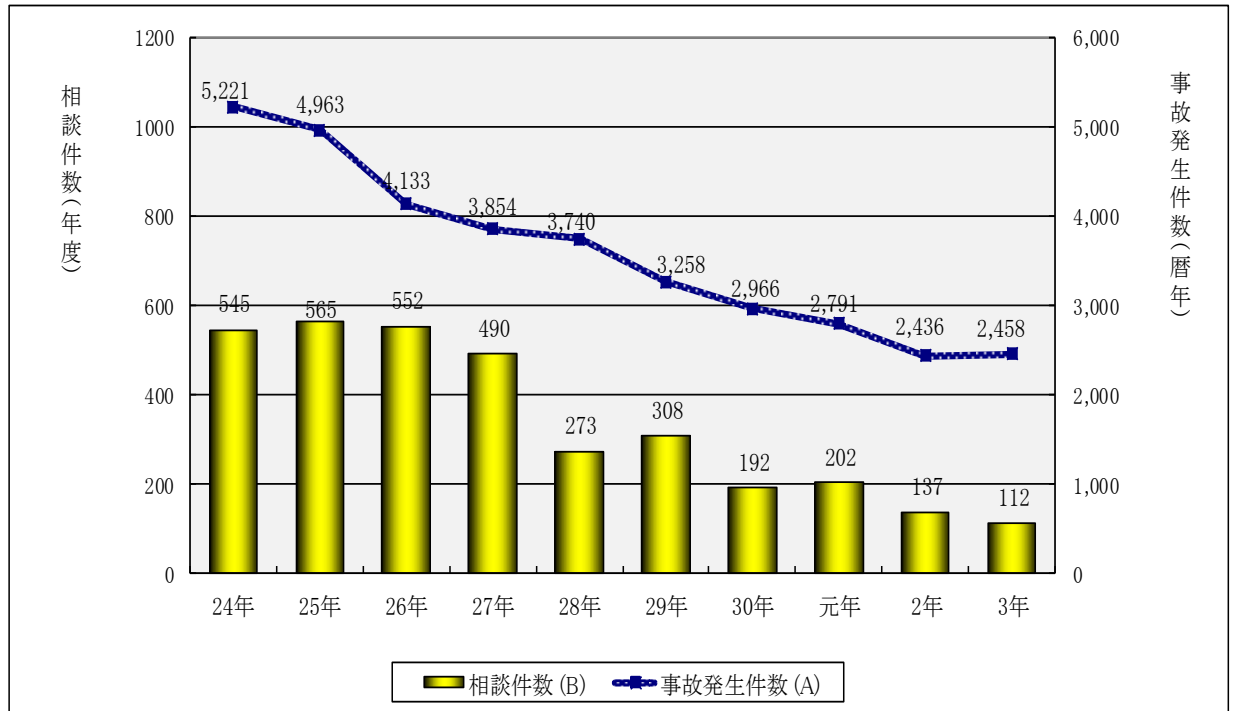
(1) 交通事故発生件数及び相談件数の推移

令和3年の事故発生件数は2,458件で、前年に比べ22件増加しました。
また、令和3年度の相談件数は112件で、前年度に比べ25件減少しました。

(件、%)

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
事故発生件数 (A)	5,221	4,963	4,133	3,854	3,740	3,258	2,966	2,791	2,436	2,458
相談件数 (B)	545	565	552	490	273	308	192	202	137	112
相談比率(B/A) %	10.4	11.4	13.4	12.7	7.3	9.5	6.5	7.2	5.6	4.6

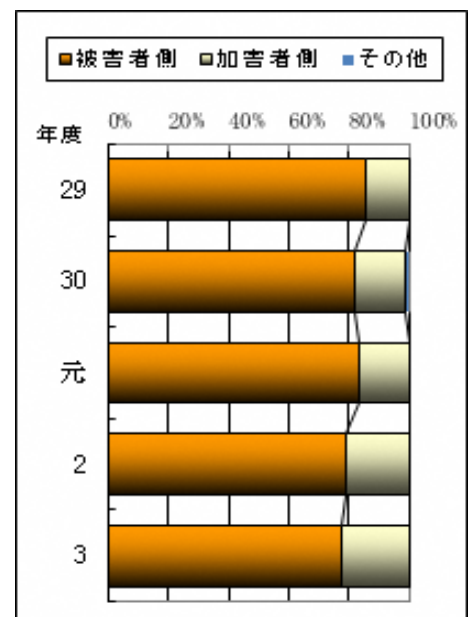
(注) 事故発生件数は暦年、相談件数は年度の数値となっています。



(2) 被害者側、加害者側別相談件数の推移

例年、被害者側からの相談が約8割を占め、令和3年度は77.7%となっています。
(件、%)

年度	被害者側		加害者側		その他	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
29	263	85.4	45	14.6	0	0.0
30	157	81.8	33	17.2	2	1.0
元	168	83.2	34	16.8	0	0.0
2	108	78.8	29	21.2	0	0.0
3	87	77.7	25	22.3	0	0.0

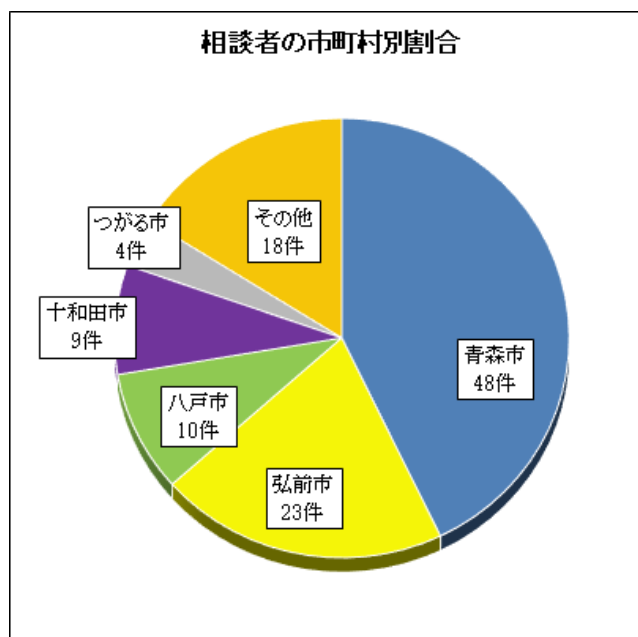


Ⅲ－１ 令和３年度の交通事故相談の状況

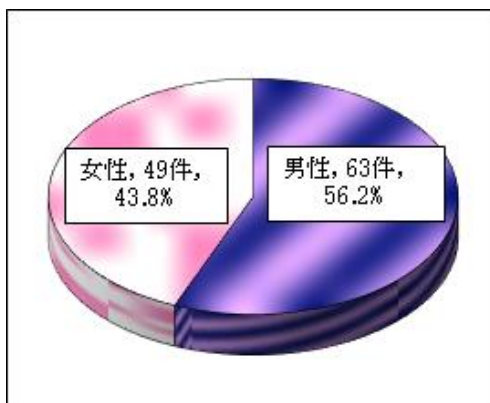
(1) 相談者の市町村別相談件数

相談者を市町村別にみると、青森市が４８件で最も多く、次いで弘前市が２３件、八戸市が１０件の順であり、この３市で相談件数の約７割を占めています。

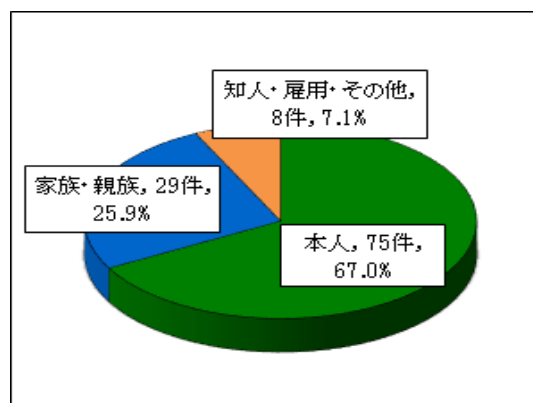
市	件数	町村	件数
青森市	48	平内町	0
弘前市	23	今別町	0
八戸市	10	蓬田村	0
黒石市	2	外ヶ浜町	1
五所川原市	2	鰺ヶ沢町	0
十和田市	9	深浦町	0
三沢市	1	西目屋村	0
むつ市	3	藤崎町	4
つがる市	4	大鰐町	0
平川市	0	田舎館村	0
市計	102	板柳町	2
		鶴田町	1
		中泊町	0
		野辺地町	0
		七戸町	0
		六戸町	0
		横浜町	0
		東北町	0
		六ヶ所村	0
		おいらせ町	0
		大間町	0
		東通村	0
		風間浦村	0
		佐井村	0
		三戸町	0
		五戸町	0
		田子町	0
		南部町	0
		階上町	0
		新郷村	0
		町村計	8
		県外	1
		不明	1
		合計	112



(2) 男女別の相談件数



(3) 相談者の事故当事者との関係



相談者の男女比は6：4となっています。

事故当事者との関係でみると、当事者本人からの相談が7割弱を占めています。

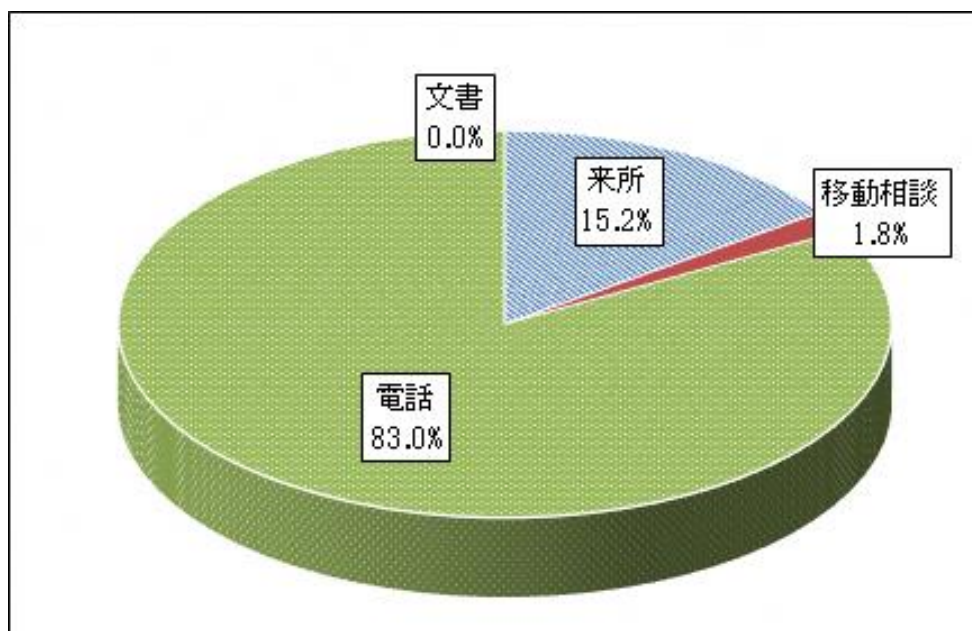
(4) 新規・継続別、相談方法別の相談件数

相談件数のうち、新規は101件、継続は11件となっています。

また、相談方法別では、電話が83.0%と最も多くなっています。

(件、%)

区分	電話		来所		移動相談		文書		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
新規	85	84.1	14	13.9	2	2.0	0	0.0	101	90.2
継続	8	72.7	3	27.3	0	0.0	0	0.0	11	9.8
計	93	83.0	17	15.2	2	1.8	0	0.0	112	100.0



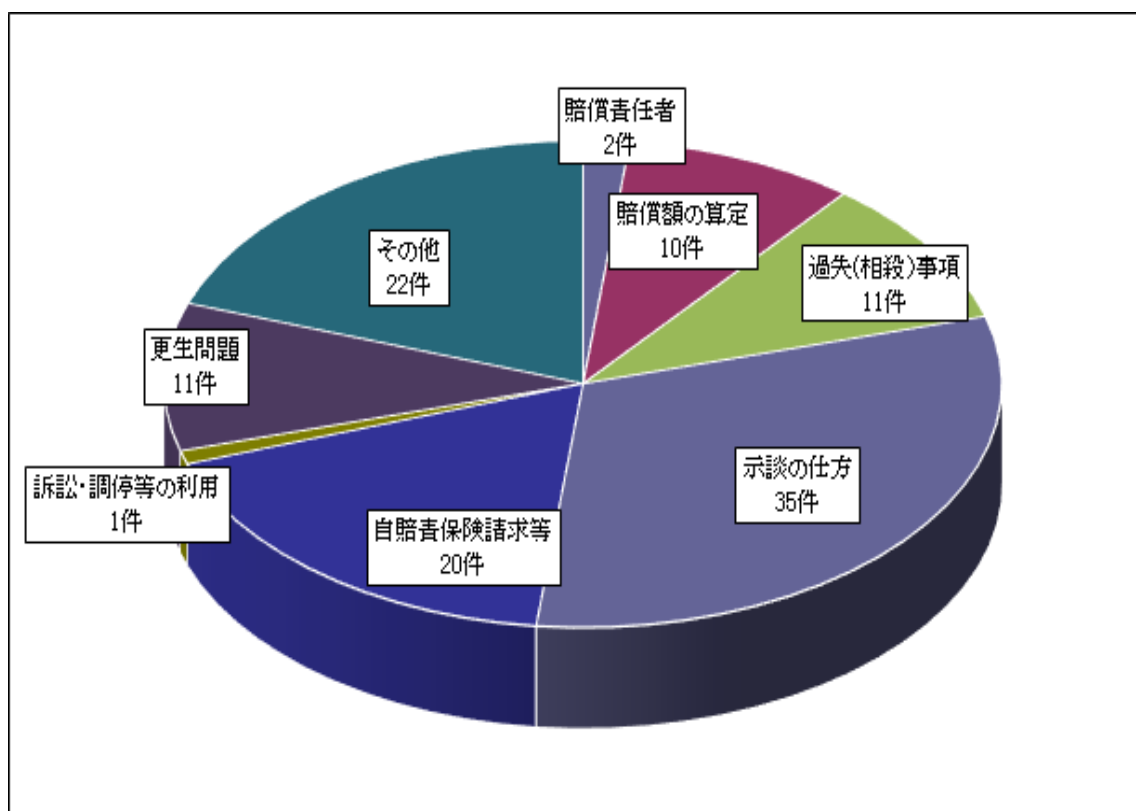
(5) 相談内容別の相談件数

主な相談の内容をみると、「示談の仕方」が35件、「自賠責保険請求等」が20件、「過失（相殺）事項」が11件となっており、この3項目で6割弱を占めています。

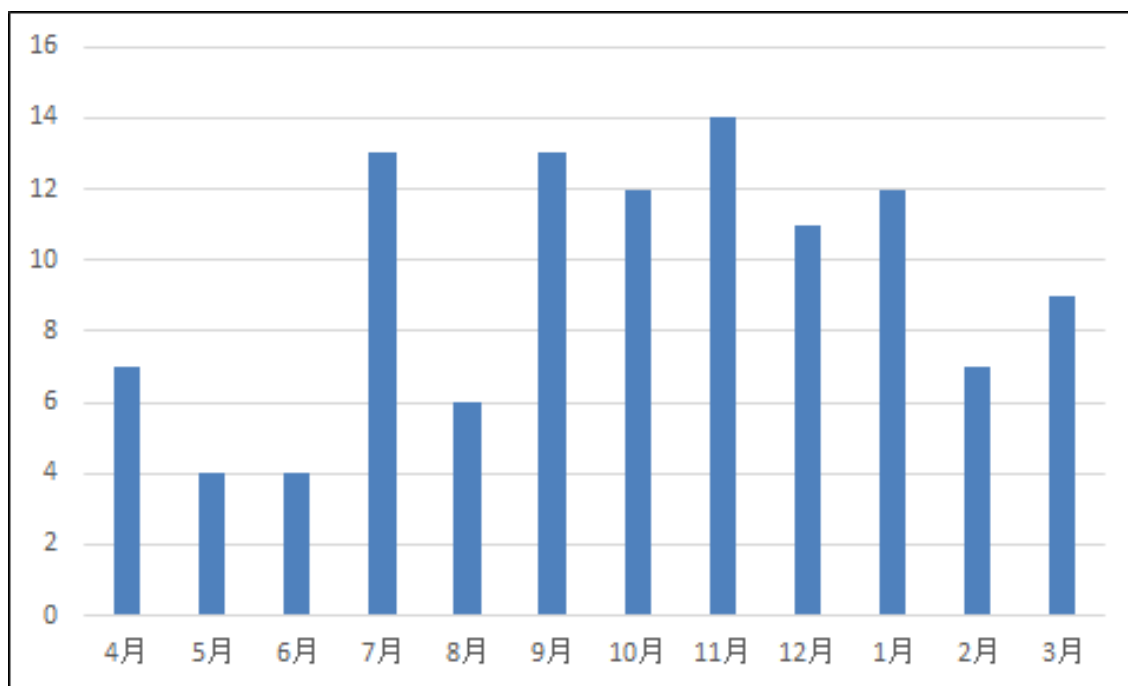
(件)

区 分	賠償問題										更生問題	その他	合計
	賠償責任者	賠償額の算定	過失(相殺)事項	示談の仕方	示談後の変更・取消	債務不履行	自賠責保険請求等	労災・社会保険の使用	訴訟・調停等の利用	計			
被害者側	2	7	5	29	0	0	17	0	0	60	9	18	87
加害者側	0	3	6	6	0	0	3	0	1	19	2	4	25
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2	10	11	35	0	0	20	0	1	79	11	22	112

(注)相談内容が複数の項目にわたる場合は、主な相談項目により計上しています。



(6) 月別相談件数

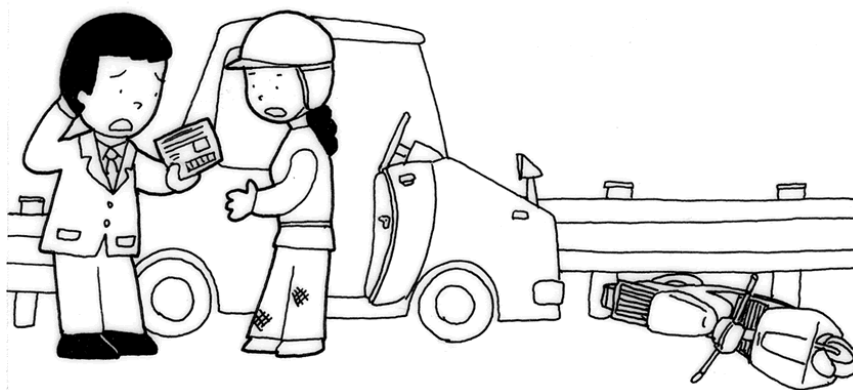


(7) 援護機関の紹介・斡旋件数

相談者の状況に応じて関係援護機関等に紹介・斡旋した件数は44件で、そのうち日弁連交通事故相談センターが34件と全体の8割弱を占めています。

なお、「その他」は全て、そんぽADRセンターとなっています。

関係援護機関名	件数
(公財) 日弁連交通事故相談センター	34
(公財) 交通事故紛争処理センター	0
日本司法支援センター（法テラス）	3
犯罪被害者支援団体	0
その他（（一財）日本損害保険協会そんぽADRセンター）	7
合計	44



Ⅲ－２ 令和３年度の新規面接相談（来所・移動）の状況

(1) 新規面接相談における事故種別

事故の種別についてみると、車対車の事故が相談の４割強を占めています。

事故種別	件数	構成比 (%)
車対車	7	43.8
車対自転車	3	18.8
車対歩行者	2	12.5
車対原付	2	12.5
車対自動二輪	1	6.2
その他	1	6.2
合計	16	100.0

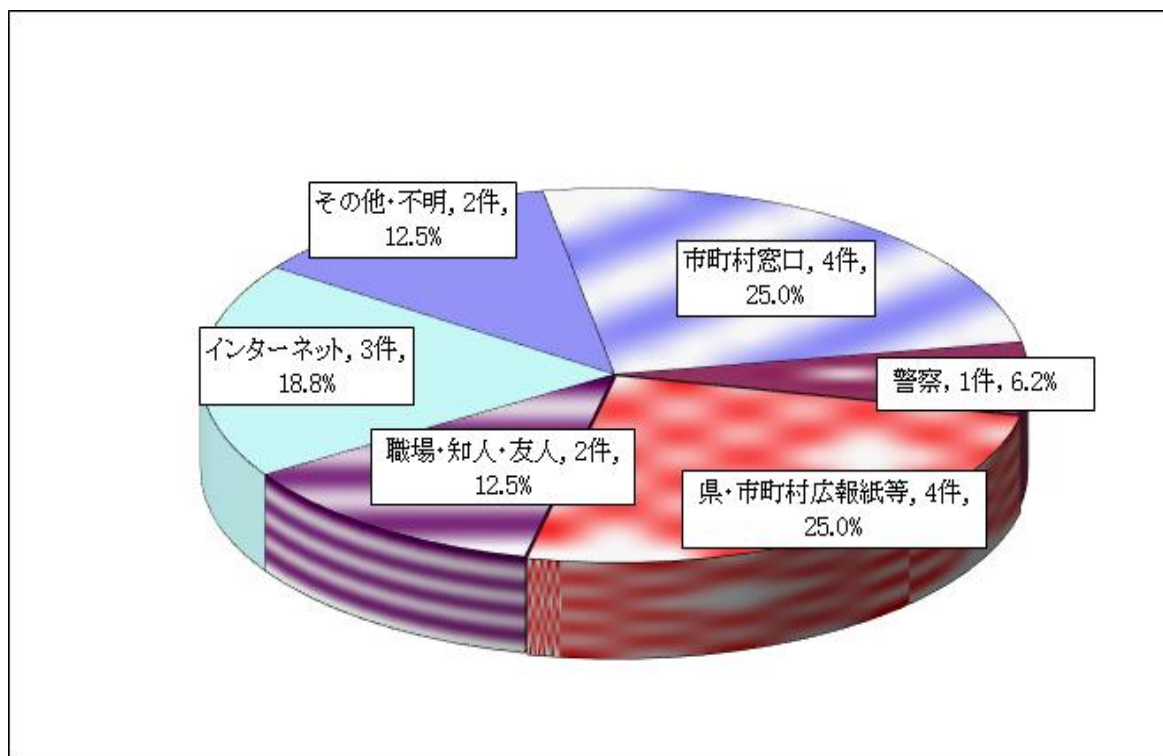
(2) 新規面接相談者の事故発生から相談所利用までの期間

全ての方が事故発生から半年以内に相談に訪れています。

区分	件数	構成比 (%)
1ヶ月以内	7	43.8
1ヶ月超～2ヶ月以内	1	6.2
2ヶ月超～3ヶ月以内	2	12.5
3ヶ月超～4ヶ月以内	2	12.5
4ヶ月超～5ヶ月以内	1	6.2
5ヶ月超～6ヶ月以内	3	18.8
6ヶ月以上	0	0.0
合計	16	100.0

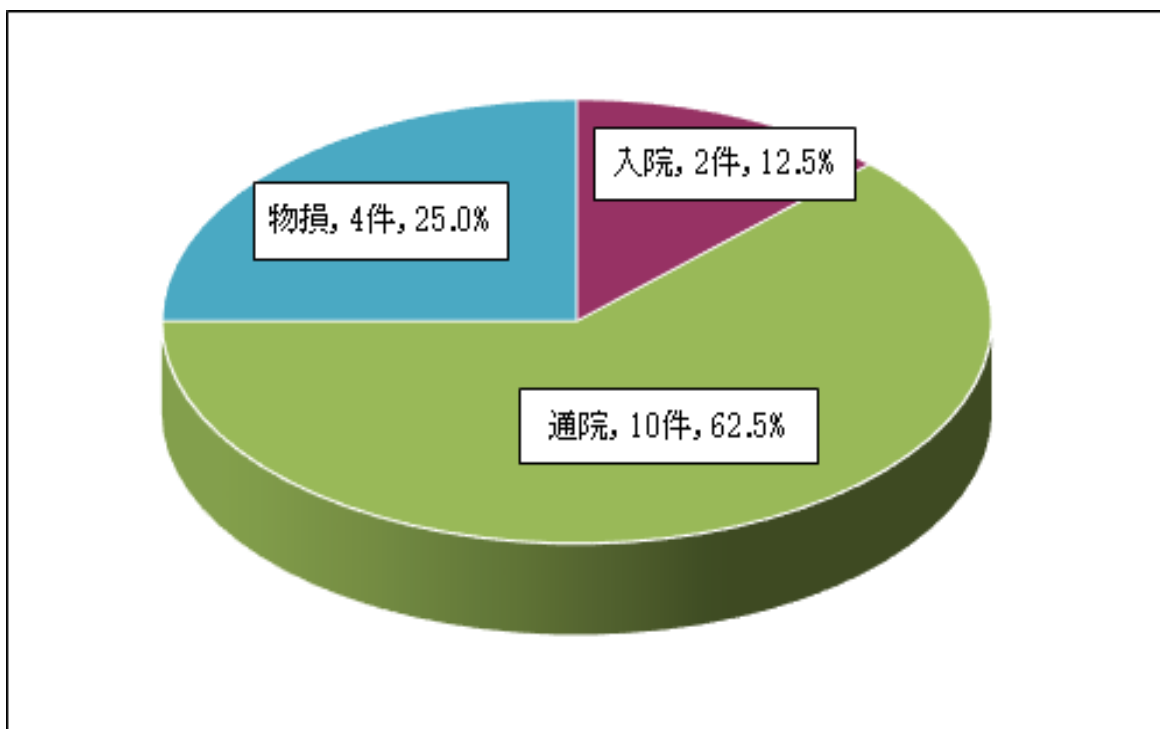
(3) 新規面接相談者が交通事故相談所を知った方法

市町村窓口と県・市町村広報紙等により交通事故相談所を知った方の割合が５割となっています。



(4) 新規面接相談における物損・人身事故の別

人身事故（通院・入院）が12件と全体の75.0%を占めています。



Ⅳ 令和３年度の移動相談等の状況

相談員が市役所等に出向いて行う移動相談は、弘前市と八戸市で月２回、五所川原市、十和田市、むつ市で月１回、希望者から事前に電話予約があった場合に実施しています。

(弘前市は市民生活センター、他の４市は各市役所市民相談室で実施)

令和３年度の移動相談の実績は、弘前市１件、十和田市１件となっています。

令和４年度も、引き続き、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、むつ市の５市で移動相談を実施します。

なお、移動相談のほか、青森行政監視行政相談センターや県内社会福祉団体からの依頼に応じ、合同行政相談等に相談員を派遣することがあります。



V 参考資料

(1) 青森県交通事故相談所設置要綱

(相談所の設置)

第1 交通事故被害者対策の一環として、交通事故相談その他の交通事故被害者の援護活動を行い、もって交通事故被害者の福祉の向上に寄与するため、県環境生活部県民生活文化課に交通事故相談所（以下「相談所」という。）を置く。

2 相談室を、次の場所に設ける。

青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎北棟内

(相談所の業務)

第2 相談所の業務は、次のとおりとする。

(1) 交通事故により著しい被害を受けた者又はその家族に対し、交通事故相談を実施すること。

(2) 交通事故被害者の状況に応じ、関係援護機関等へあつせんを行うこと。

(3) 市町村等に対し、交通事故相談事案の処理に関する助言及び研修等を行うこと。

(4) 交通事故被害者の援護に関し、市町村及び関係援護機関等相互間の連絡を図ること。

(5) 交通事故被害者の援護に関する広報を行うこと。

(組織)

第3 相談所に、次に掲げる職員を置く。

(1) 所長及び事務職員

(2) 交通事故相談員

(所長及び事務職員)

第4 所長は環境生活部県民生活文化課交通安全担当グループマネージャーをもって充て、事務職員は県民生活文化課所属職員をもって充てる。

2 所長は相談所の業務の運営につき総括し、事務職員は相談所の庶務を処理する。

(交通事故相談員)

第5 交通事故相談員の身分取扱い、職務等については、「青森県交通事故相談員設置要綱」の定めるところによる。

(相談)

第6 相談室における相談日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く日とする。

2 相談所は、必要に応じ所外での交通事故相談等を実施する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、相談所の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。

(中略)

附則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(2) 青森県交通事故相談所運営要領

全文改正 昭和62年4月1日
(中略)

改正 平成30年4月1日

(目的)

第1 この要領は、青森県交通事故相談所設置要綱に基づき、青森県交通事故相談所（以下「相談所」という。）の円滑かつ適正な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(相談業務)

第2 相談所は、交通事故により死亡、重症又は後遺障害等の重大被害を受けた者又はその家族に重点を置き、次の各号に定める事項に留意しながら相談に応ずるものとする。

- (1) 損害賠償問題については、事故の状況その他の事実関係の十分な調査に基づき、自動車損害賠償責任保険、民事上の賠償等に関する助言を行う。
- (2) 訴訟、調停等の司法手続きによらなければ問題の解決が困難と認められるに至ったものについては、利用可能な諸司法手続きを一般的に教示するとともに、日弁連交通事故相談センター、法律扶助協会等にあっせんして、その処理を委ねる。
- (3) 更生問題については、更生の方途、各種社会福祉制度利用等について助言するとともに、必要に応じ地方法務局、福祉事務所、公共職業安定所、社会福祉協議会その他の被害者等の援護にあたる行政機関又は団体へのあっせんを行う。
- (4) 交通事故相談実施後においても、なお引き続き補完的な助言を要すると認められるものについては、市町村、民生委員又は人権擁護委員等に連絡し、補完的な助言を行う等の協力を求める。
- (5) 前各号に定めるもののほか、交通事故相談に関し必要な事項について相談に応ずる。

(交通事故相談員)

第3 相談所に、交通事故相談員（以下「相談員」という。）を2人置く。

2 相談員は、相談事案1件ごとに、相談内容の概要及びその処理事項を明らかにした相談票を作成しなければならない。

(相談所の運営)

第4 相談所は、相談員を常時配置して相談に応ずることとし、相談時間は、原則として午前9時から午後4時までとする。

(広報)

第5 相談所は、住民に対し、民事上の損害賠償制度、自動車損害賠償責任保険制度等交通事故により被害を受けた際に必要な予備知識の普及に努めるものとする。

(市町村に対する助言)

第6 相談所は、市町村における交通事故相談活動の充実強化を図るため、交通事故相談に関する市町村職員の研修及び交通事故相談業務の運営に関する市町村への助言に努めるものとする。